

## <I. 申請や代行が出来ない可能性があるため特に注意が必要なケース>

### **中国への無査証滞在が認められている国籍:**

→日本籍の場合、無査証滞在が認められているため、30日以内の観光(L)、業務・スポーツ(M)、交流(F)、親族訪問(Q2)、就労家族(S2)目的でのビザ申請はできません。

### **親が中国籍の場合(重要):**

→中国ビザ申請が初めてで、出生時に中国籍の親が日本籍に帰化、または永住権を所持していなかった場合は年齢にかかわらず、また取得するビザの種類に関わらず弊社での代行はできません。

### **中国パスポートの所持歴が一度でもある場合(重要)**

→中国籍をキャンセルしない限り中国ビザの申請は不可です

### **親族訪問(Q2)を含む元中国籍の方(帰化者)でビザ申請を希望される場合(重要)**

→下記①②いずれかに当てはまる場合のみ弊社代行可能です

- ①中国ビザの取得歴があり、現パスポートまたは旧パスポートの原本でビザシールが確認できる場合
- ②初めて中国ビザを申請する場合は下記 (a) および (b) 両方の書類が提出できる場合
  - a. 発行3ヶ月以内の戸籍謄本(全部事項)原本
    - \*帰化の内容(帰化日と帰化前の中国名)が明記されていること
    - \*申請者が戸籍から除籍されている表記がある場合は使用不可
  - b. 帰化前の中国パスポート原本(データ面にパスポートキャンセルの押印があること)

### **上記に当てはまる(親が中国籍/元中国籍、本人が元中国籍/帰化者)申請について:**

代行申請、あるいは申請そのものできない場合があります。  
また、代行申請できる場合であっても追加書類が発生します。  
別紙「**親が中国籍(元中国籍)の場合のフローチャート**」をご覧ください。

### **申請が可能な場合でもさらに追加書類が求められる場合があります:**

⇒親が中国籍、または元中国籍で申請者が日本生まれの場合

□ 最後に取得した中国査証コピーに説明文章を直筆で記入したもの: **サンプルあり(I-0A)和文・中文有**

- (注1) この書類は親が日本籍に帰化または永住権を取得する前に生まれた方が申請する場合のみ必要です
  - \*コロナ前は規制が緩かったため現在では取得が不可能なケースでもビザ歴があります
- (注2) 親が永住権を取得した後に生まれた方は親の現在の在留カード両面コピーが必要です
  - \*カード内「許可年月日」で永住権の取得日を確認します
- (注3) 申請者本人が帰化者の場合は本文章は不要です
  - \*戸籍謄本で帰化年月日と帰化前の姓名を確認するため
- (注4) 親が中国籍、または元中国籍で申請者が中国生まれの方は別の説明文書が必要です(参考サンプル社内保管=I-0B)